

2020春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	労供労連
方針決定日	2019年12月11日
要求提出日	2019年12月18日
回答指定期	2020年1月20日

要求項目	要求内容
(1) 基本的な考え方	
労供事業による供給契約改定時期を、過去の7月から昨年4月に変更した経過を踏まえて、要求書提出時期を年内に早め、1月中から契約交渉に入ることと3月末に妥結を目指すこととしている。	
■月例賃金	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」	供給契約による職種別賃金で、年齢ポイント無し
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	供給契約による職種別賃金の一律アップを要求
○規模間格差の是正(中小賃上げ要求)	供給契約による職種別賃金で、規模間格差無し
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	供給契約による職種別賃金で、雇用形態格差無し
■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当関連	供給契約による職種別賃金で、男女間格差無し
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低賃金の協定締結	供給契約による職種別賃金で、年齢給の初任給無し
■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等労働者への対応	供給契約による職種別賃金で、一時金制度無し
(3) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し	
■長時間労働の是正	供給契約による労働時間制によって長時間労働無し
■均等待遇(同一労働同一賃金)の実現	供給契約による職種別賃金で、均等待遇を実現
■その他 ・人材育成と教育訓練の充実 ・中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備 など	人材育成と教育訓令制度の充実を要求
(4) ジェンダー平等・多様性の推進	
・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法 ・ハラスメント対策と差別禁止 ・育児や介護と仕事の両立 ・次世代育成支援対策推進法	
(5) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化の取り組み	
特になし	
(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入	
特になし	